（信託財産管理者の辞任の許可の申請）

第二十五条　信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三　新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

（信託財産管理者の解任の申請）

第二十六条　振替機関、信託管理人又は受益者代理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により信託財産管理者の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

（信託管理人の辞任の許可の申請）

第二十七条　信託管理人は、信託法第百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三　新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の解任の申請）

第二十八条　振替機関又は他の信託管理人は、信託法第百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により信託管理人の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

（新たな信託管理人の選任の申請）

第二十九条　利害関係人は、信託法第百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により新たな信託管理人の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

二　新たな信託管理人となるべき者の氏名及び住所（新たな信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その商号等）

三　新たな信託管理人となるべき者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（新たな信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書）並びに就任承諾書

四　新たな信託管理人となるべき者の旧氏及び名を当該者の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面